

「生き残れる」ひとりケアマネ 事業所になるための連携 平時も災害時も心強い！

大阪府柏原市でひとりケアマネ事業所を営む神崎トモ子さんは、より実効性のあるBCPを策定するために地域のひとりケアマネ事業所の管理者とともに連携協定を締結。保険者の承認や家族への同意、平時での交流等、実践的な仕組みづくりをしている。昨年開催された一般社団法人日本介護支援専門員協会 第18回全国大会で神崎さんが同施策について発表をすると、同じような悩みを抱えるケアマネジャーから質問が相次いだ。このような連帯が拡大し、ひとりケアマネ事業所の持続可能で安定した運営に繋がることを願ってやまない。

小規模事業の実用的なBCP運用

令和6年度介護報酬改定でBCP策定が本格義務化となり、訪問系サービスと居宅介護支援事業所等の経過措置期間も終了間近となりました。みなさまの事業所は、実情に合ったBCP運用はできていますでしょうか。未策定で、新設ペナルティ「基本報酬減算」の対象にならないことも重要ですが、この項目の目指すところは「感染症や自然災害への対応力の向上」です。作成したBCPは実効性があるのか、特に小規模の指定居宅介護支援事業所、通称「ひとりケアマネ事業所」は、訓練や計画の評価が難しく、そもそも機能しないだろうと考えます。

フォーマット上で完成したBCPをゴールにするのではなく、「どんなときにもケアマネジメントを提供できる事業所になる!! 生き残れる、ひとりケアマネ事業所になる!!」ために取り組んだ、小規模事業所の連携協定のプロセスと内容について紹介いたします。

ひとりケアマネ事業所管理者との出会い

筆者は、令和4年に16年間勤めた某社会福祉法人を退職し、翌年の令和5年9月に指定居宅介護支援事業所を開設しました。介護サービス事業とは離れた部署に従事していたため、約15年のブランクを経ての、ひとりケアマネ事業所としての船出でした。主任介護支援専門員の更新をしたことで管理者としてスタートはできたものの、開設当初はまるで浦島太郎！見る景色は変わっていました。介護システムの使い方、利用契約の重要事項説明書に入れておかなければならない内容の多さ、総合事業のルール、サービス事業所の情報等、すべてを一人でこなすことに「やっぱり、無謀だったかな」と弱気になることもありました。

BCPの策定については、令和3年度介護報酬改定で3年間の経過措置を経て本格義務化と言われていましたし、自然災害の日常化や新型コロナウイルス感染症拡大への対応で、必要性の実感と心構えもできていました。けれ



執筆 ▶
神崎トモ子

合同会社 Feels 代表社員
ふれあい館ケアプランセンターふいーる 管理者 主任介護支援専門員
災害支援ケアマネジャー 防災士 看護師
一般社団法人日本介護支援専門員協会 災害対策特別委員会 委員長
公益社団法人大阪介護支援専門員会 災害対策委員会 委員